

「車両所関係における職場諸要求」に関する 申し入れに関して業務委員会を開催！②

12月18日、13:30より支社会議室において「車両所関係における職場諸要求」に関して関西支社と業務委員会を開催しました。以下、「Ⅱ. 大阪修繕車両所に関する改善要求について」「Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について」の回答、議論内容を報告します。

出席者は組合側業務委員・山下副委員長、浦谷業務部長、島津教宣部長、笹田組織担当部長、下茂業務担当部長。会社側業務委員・中西人事課課長代理、奥村運輸課課長代理、森車両課課長代理、清水人事課係長でした。

《 「申」第9号「2015年度職場改善諸要求の申し入れ（車両所関係）」
に関する申し入れ（2015年9月14日申入）に対する会社回答 》

Ⅱ. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

1. 検修員詰所、ワーキングルーム、臨修庫、研削庫について

(1) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。

【回答】現行どうりとする。なお、入浴が必要と思う場合は個別に管理者に申し出ること。

(2) 臨修庫に空調設備付きの打ち合わせ詰所を設置すること。

【回答】現行どうりとする。作業前の打ち合わせは、ワーキングルームで行っており、現在の臨修庫内の打ち合わせ箇所は作業分担の再確認や、作業前KYを実施するために使用する場所である。作業中に作業を再検討する際は一旦ワーキングルームに戻り実施されたい。

(3) 研削庫の鳥を駆除すること。また糞害を防止すること。

【回答】現行どうりとする。梁の上にトゲを付ける防除対策を行ったり、大阪修繕車両所が半年に一度、糞の清掃を行っている。

2. その他について

(1) 仕業庫各番線に操縦担当者用の自転車を設置すること。

【回答】現行どうりとする。自転車が不足しているとは聞いていない。

(2) 安全チョッキ・チェック簿のバインダーを個人貸与すること。

【回答】安全チョッキはセキュリティ上、個々に配付できるものではない。また、バインダーは出面分は配備しているため個人貸与する考えはない。

(3) 構内操縦担当者用にカップ、長靴を貸与すること。

【回答】現行どうりとする。

(4) 修繕グループのカップを定期的に取り替え、更新すること。

【回答】支社権限外事項である。

Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

1. 安全・労働条件について

(1) 勤務指定表に発表する仕業検査担当をA班の1、2。B班の1、2のように区別して明らかにすること。

【回答】問題はないと考えており、現行どうりとする。

(2) 仕業検査時のJRとSEKの作業区分を明確にすること。

【回答】作業区分は明確になっている。

(3) SEKとの契約内容を明らかにすること。

【回答】明らかにする考えはない。

(4) SEK担当の修繕業務は終了までSEKが責任を持って完了させること。

【回答】作業は適性に行われている。

(5) NFB等はJR社員が後確認するようになっているが、SEKの責任施工にし、JRの後確認を省略すること。

【回答】SEKの責任施工である。

(6) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明確にすること。

【回答】作業区分に関しては、全体の検修作業の状況により、適時、適切に判断している。

2. 仕業庫等について

(1) 仕業線のサービスデッキ下のパイプの漏水について、会社は「漏水についてはすでに対応しており、現在漏水箇所は無いと認識している。今後、漏水があればすみやかに対応していく。なお、今後もこのような事象がある場合は管理者に申し出ること」との回答を前年度に行っているが、今年の漏水箇所は修繕されたが同じパイプで新たに数か所漏水している。また他のパイプでも漏水している箇所がある。管理者には申し出ているが修繕されていない。このことに対する支社の見解を明らかにすると共に、早急に改善すること。

【回答】漏水については、その都度対処している。また申告の都度、車両所の管理者より関係箇所に申告を行っており、今後も漏水があれば速やかに対処していく。

(2) 仕業線のサービスデッキ下のパイプが、13号車から16号車付近までは改修され180cm位の高さになっているが、1号車から12号車付近は未改修で危険であるため早急に改修すること。

【回答】現行どうりとする。なお通行時には十分に注意されたい。

(3) 仕業庫の床下点検通路の清掃・整備を定期的を実施すること。

【回答】平成25年4月頃から、月1回、社員、関係会社が一体となり、排水溝清掃等を行っている。

(4) 仕業庫の床下点検通路の蚊等の害虫駆除について「害虫駆除については適切に行っている」との回答を前年度に行っているが、今年も害虫が発生している。管理者にも申し出ているにも関わらず全く改善されていない。早急かつ定期的に駆除すること。

【回答】排水溝清掃時に害虫駆除剤の噴霧等を実施しているが、引き続き必要の都度実施していく。

(5) 仕業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を前年度に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず全く修繕が間に合っていない。床面に水が溜まり滑って危険である。早急に修繕すること。

【回答】昨年度より床面の埋設された配水管の工事を実施している。その他、設備不良があれば関係箇所へ修繕依頼を行うなど速やかに対処しており、今後も不良発見の際は管理者に申告されたい。

(6) 仕業庫内のカラスの駆除について「カラスの駆除は定期的に行っている」との回答を前年度に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず、まだまだ間に合っていない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除すること。

【回答】 現行どうりとする。カラスの防除マットを敷設する等を行っているが引き続き対応方を検討していく。

(7) 雨が降ると仕業・申告現場作業詰所で雨漏りがする。管理者には申し出ているにも関わらず全く改善されない。早急に修理すること。

【回答】 雨漏りは発生の都度、修繕を実施している。今後も、不具合等発生または発見した場合は、直ちに管理者に連絡されたい。調査の上、保線所へ修繕依頼を行うなど適切に対処する。

(8) サービスデッキ下部にコンクリートが腐食し、鉄筋が剥き出しになっている箇所が見受けられる。早急に調査・修繕すること。

【回答】 仕業庫のサービスデッキ下部のコンクリートに関しては、定期的に検査、修繕しており状態を把握している。安全性や耐久性に問題はなく状態に応じて、計画的に修繕していく。

(9) 仕業庫で屋根上点検作業時に車両間を渡る際、架線を吊すハンガーがあるため架線に手を添えて渡れない箇所があるため改善すること。

【回答】 現行どうりとする。なお、車両間を渡る際は、架線で手を添え足元を確認し、墜落等に十分に注意されたい。

(10) 庫7番線のピットが低いため、検修車の乗り降りが困難であり危険である。ピット床面を掘って高くするか、検修車を改修するか、仕業検査対象編成を入庫させないようにすること。

【回答】 現行どうりとする。なお、検修車には注意をよく確認して乗車されたい。

(11) 修繕、改修が進んでいない状況を鑑み、今後の修繕計画と予算を明らかにすること。

【回答】 仕業庫については、定期的に検査しており、状態を把握している。なお、今後もこのような事象がある場合は管理者まで申し出ること。

3. その他について

(1) 仕業検査において、担当助役、当日の当直長が仕業検査施行時についてきて標準化には記載されていない検査項目の喚呼＝「声出し」を強要しているが、直ちにやめること。

【回答】 ヒューマンエラー防止のために必要であり、今後も実施していく。

(2) 仕業庫7番線サービスデッキに自転車が増配置すること。

【回答】 現行どうりとする。

(3) テ0用の自転車を増配置すること。

【回答】 現行どうりとする。

(4) 現場詰所のパソコンのソフトOfficeを2007年以降のソフトにバージョンアップすること。また、パソコンからコピー機に直接アクセスできるようにすること。

【回答】 支社権限外事項であるが、資料のやり取りが発生する際は、バージョンを変換するなどして、対処されたい。また、パソコンからは現行どうり、プリンターへコードを接続して印刷されたい。

《 議論内容 》

1. 検修員詰所、ワーキングルーム、臨修庫、研削庫について

組合：臨修庫のシャワー設置は何故、ダメなのか。

会社：事務所棟にある。

車両の品質管理のために作業は急がなくてもいいです。

組合：作業中の作業の再検討はワーキングルームに戻れという回答であるが、推奨か絶対戻れということなのか。

会社：詰所の方が資料がたくさんある。作業をそんなに急いでやらなくてもいいということ。

組合：作業の点検、調査内容が発生すればワーキングルームへ戻って再検討して下さいという指導か。

会社：必ず戻りなさいということではない。車両の品質を確保することも必要である。

組合：鳥の駆除はトゲだけか。効果はあるのか。その他の方法はあるのか。

会社：カラスはまだ、いる。他はまだ検討していない。

組合：設備に影響もある。糞の影響で機械のトラブルがあり現場は苦勞している。

Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

1. 安全・労働条件について

組合：A班、B班で作業内容が違うので事前に知っておきたい。

会社：仕業担当は皆、休憩時間が同じなのでヤと書いている。申告担当は休憩時間がバラバラなので別の書き方をしてるので必要なものは示している。

組合：A担当とB担当があるということは明らかに違う。

会社：作業内容が違うだけ。会社として明らかにしなければいけないのは何時から何時まで労務提供して下さいということ。

組合：A担当とB担当の作業が違うことは認識してるのか。

会社：違う場所で作業してることは分かる。A班B班があつてその中にA担当B担当があることも分かる。

SEKへの請負作業に多くの疑問、問題点が明らかに！

組合：7月から作業内容が変わった。SEKとの作業区分を明らかにすること。

会社：教育してる。DVD等で説明してる。充分である。

組合：SEKに作業委託してるが、どのような作業内容を委託してるかJRの社員へ明らかにしていない。

会社：SEKは客室内検査と臨時修繕作業。JRは運転台、屋根上と台車まわりの検査担当が明確になってる。

組合：区分の詳細は明らかになってない。

会社：全ての項目は明らかにしていない。SEKはSEKで教育している。

組合：客室内の作業はSEKが責任施工ということでいいか。

会社：SEKがやってる。

組合：以前は、客室内の作業はSEKさんとJR社員との2人で作業をしていたが、7月からは客室内の作業は1人でやる責任施工になったということか。

会社：そうである。

組合：責任施工は最初から終わりまでSEKの社員が1人でやるということでいいか。

会社：基本的にそうである。

組合：基本的でないことは何か。

会社：作業量が多い場合。

組合：作業量が多い場合はJRがやるのか。

会社：基本的にはSEKが責任施工でやる。

組合：時間で収まる場合はSEKがやって、時間内で収まらない場合はJRがやるのか。

会社：そこは庫の繰配含めて仕業の当直が判断する。

NFBの確認について、支社と現場の認識に矛盾！

組合：そこが曖昧になってる。区分がはっきりしてると言いながら曖昧である。現場で説明してることと、現場で発生してることも違う。特にNFBの取扱いは、SEKの責任施工で行うと回答しているが、現実、説明受けた内容は、JR社員がNFBが復位されていることを確認しなさいと説明を受けてる。今、回答したことと現場の説明が異なってる。

会社：8月3日に作業体制の変更をして、その時にNFBの復位と確認はSEKがするようにしてる。そのような認識で説明してる。

(*業務委員会終了後、会社から回答を訂正したい旨の連絡がありました。)

組合：そのようなことは誰も知らない。そのように支社が明確にしてるのか。

組合：請負作業は、その作業を最初から最後まで責任持ってやるのが請負作業ではないのか。

会社：そうである。

組合：その間に、JR社員が関わることはないはず。

会社：特殊な事情がない限りない。

SEKの作業が終了しない時、「引き継ぐ」という概念はない！？

組合：請負作業から、途中で申告作業に変わることもないのか。ある編成をSEKが請け負って時間内に作業が終わらない時にJRが作業を引き継ぐことはあるのか。

会社：出来ない時に何らかの対処はあるが、引き継ぐという概念はない。

組合：具体的にどうのようになるのか。

会社：ケースバイケース。

組合：その回答の内容が曖昧である。

組合：言葉や概念ではなく、実態として引き継いでいる現状がある。

会社：ケースバイケース。

組合：引き継がないこともあるのか、それはあり得ないはず。

会社：JRの班長とSEKの責任者が打ち合わせて対応する。

組合：SEKの作業項目であっても調整はあり得るのか。

会社：SEKが行う契約を決める。JRがやる項目を決めるのではない。あくまでもSEKの作業の領域が決まっていて、それ以外をやれということにはならない。

組合：請け負った作業の内容を理解することが必要だ。

会社：JRの皆さんはJRがやるべき事を理解すること。

組合：相手の仕事、内容を知らなければいけない。

会社：知らなければいけないことと、知らなくてもいいことがある。皆さんがやるべき事を理解して下さい。

組合：庫7番線の現状は現場の社員が気を付けてるから事故は防げてる。いずれ、労災の原因になることが考えられる。

会社：要望があることは認識してる。

コンセントを内側に設置するだけで事故は防げるはず！

組合：コンセントがレールの外側にあるために下をくぐる必要がある。レールの内側にコ

ンセントを付けられたい。管理者には言ってるが聞いてないのか。

会社：聞いてない。

組合：パソコンの更新は出来ないのか。

会社：更新は権限外事項になる。

組合：この秋に運輸所の管理者が使用しているパソコンが何十台と一斉に交換になった。
その時に申し入れてる事と一緒に新しいものに出来なかったのか。

会社：少しずつは変わる。

以上